



文高行第367号
平成10年4月16日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省高等教育局私学部長

矢野重典

新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）

昭和45年7月1日付け所得税基本通達の所得税法第78条（寄附金控除）関係の78-2において、新入生（の父兄）からの寄附であっても、例外的に寄附金控除の適用対象とされている「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」については、国税庁と検討してきた結果、下記1のとおりでありますので参考にしてください。なお、学校に対する寄附金の取扱いについては下記2についても留意してください。

記

1 「学校の入学に関する寄附金」は寄附金控除の対象となる特定寄付金から除かれており（所得税法78条2項）、所得税基本通達78-2（入学に関する寄附金の範囲）（別紙1参照）において、「入学と相当の因果関係のある寄附金」のことをいうものとされており、また、「入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付した」寄附金は、原則として「入学と相当の因果関係のある寄附金」であり、「学校の入学に関する寄附金」に当たる（寄附金控除の対象とならない）ものとして取り扱うこととされている。

ただし、この取扱いの例外として、「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」については、寄附金控除の対象となるものとして取り扱われている。この「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」に当たるかどうかは、その寄附金の募集に係る要項等に基づき個々の寄附の実態により判断すべきものとされているが、一般的には次の点に留意すること。

① 「入学決定後」とは、一般的には、入学手続の終了した後のこととということ。
また、「募集の開始」とは、例えば、その募金に関する説明や周知などの広

報活動や募金の依頼、募金趣意書を送付するなど、寄附の募集に関する具体的な対外活動の開始を指し、この時期が入学手続の終了した後であれば、一般的には、「入学決定後に募集の開始があったもの」とみることができること。

- ② 「同一の条件」とは、寄附募集についての具体的な条件が同一であることをいうこと。

例えば、新入生（の父兄）にのみ特に募集の案内状を送付し、他の者に対しては特段の周知を行っていないような場合や、新入生（の父兄）にのみ特に寄附のための振込用紙を送付しているといったような場合は、同一の条件とはいえないものと考えられる。

また、新入生（の父兄）に送付する寄附の募集案内等に「入学おめでとう」といった挨拶文が入っている場合、そのことのみで「同一の条件」ではないと判断されるものではないが、基本通達78-2にいう「新入生以外の者と同一の条件で募集される」ものに当たるかどうかについては、その寄附に係る募集要項その他の内容からみて、寄附募集についての具体的な条件が、新入生（の父兄）とその他の者とで実質的に同一と言い得るものかどうかにより判断されるものであることに留意する必要がある。

なお、各学校法人において募集する寄附金について、「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」として寄附金控除の対象となるかどうかについて疑義のある場合には、あらかじめ、所轄の国税局の所得税課が照会に応じることとしている。また、国税当局においては、この照会に関して、各税務署において取扱いについて齟齬を来さないように、各国税局・税務署に必要な周知を行うこととしている。

- 2 学校に対する寄附金の取扱いについては、いやしくも入学者選抜の公正さが疑われるようなことがあってはならないことは当然であり、昭和56年5月22日付け文大大第163号文部事務次官通知（別紙2）等の趣旨を踏まえて、入学時の寄附金の取扱いについては、今後とも厳正に対処していただく必要があること。

●所得税基本通達（抄）（昭四五・七・一）
直審（所）三〇

（入学に関してする寄附金の範囲）

七八一二 法第七十八条第二項本文かつこ内に規定する「学校の入学に関してするもの」とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他該入学と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの（入学決定後に募集の開始があつたもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除く。）は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当するものとする。

文大大第163号
昭和56年5月22日

各私立大学（短期大学を除く。）長
大学（短期大学を除く。）を設置する 殿
各学校法人理事長

文部事務次官
諸澤正道

大学入学者選抜の公正確保等について

大学入学者の選抜については、かねてからその厳正公平な実施について各大学の留意を促してきたところですが、近年、入学者選抜に関し、一部の大学において試験問題の漏洩、寄附金の不適正な受入れ等の問題が発生し、大学に対する社会的な信頼を損なうおそれのあるような事態が生じたことは、まことに遺憾であります。

各大学においては、これまでも入学者選抜の公正な実施等、適正な管理運営の確保に努力されてきたところであると存じ

ますが、今後、更に入学者選抜方法の改善及び経理の適正な
処理に努めるとともに、入学者選抜の管理運営体制全般につ
いて十分に点検を行い、必要な点については早急に改善され
るようお願いします。

なお、最近問題となつた一部私立大学医学部の入学者選抜
に関しては、先般医学部を置く全私立大学から個別に事情聴
取を行い、別添のとおり通知しましたので参考のため添付し
ます。貴大学にあつても十分参考とされるようお願いします。

別添

文大医第 164 号

昭和 56 年 5 月 22 日

医学部を置く各私立大学長
医学部を置く大学を設置する各学校法人理事長 殿

文部省大学局長

宮地貫一

文部省管理局長

吉田壽雄

私立大学医学部における入学者選抜の公正確保等について（通知）

このことについては、かねてから入学に関する寄附金の收受の禁止等を中心に、再三にわたり文書その他によりあらゆる機会を通じて要請してきたところであります。近時再び一部とはいえ私立大学医学部において入学者選抜の公正を疑わしめるような事態及びこれに関連して学校法人の経理の不適正処理等の事態が指摘されるに至ったことは極めて遺憾であります。

各大学及び各学校法人においては、かねてから入学者選抜の公正な実施等適正な管理運営の確保に努力されていると存じますが、私立大

学に負託された社会的責務の重大さに改めて思いを致され、この際真にかかる事態の根絶と社会的不信感の払拭に全学を挙げて取り組まれる必要があると考えます。

医学部を置く私立大学の適正な管理運営を確保するための留意事項については、すでに昭和52年9月7日付け文管企第230号「私立大学医・歯学部における入学に関する寄附金の收受等の禁止及び入学者選抜の公正確保等について」により通知したところですが、今回の一連の不祥事及びその後の各大学からの事情聴取の結果にもかんがみ、今後下記の点について格段の御配慮を頂き、改善策を早急に策定し、管理運営の適正を期せられるよう改めて強く要請します。

おつて、文部省としては、各大学の経営の健全性の確保等のため所要の配慮をしているところですが、補助金の交付等については法令の規定にのつとり一層厳正な態度で対処するものであることを申し添えます。

記

1. 入学者選抜の公正確保

(1) 入学者の選抜に当たつては、その基本に係る部分について学長及び教授会が実質的に責任を果たし得る体制を確立し、関係法令等の規定に基づき適正な手続により厳正に行うとともに、これらに関する学内規程の整備を図ること。

(2) 医学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正

かつ妥当な方法により選抜し得るよう、合否判定基準の明確化その他選抜方法の改善に努めること。

- (3) 合格発表前に個別に父母と接触する等、いやしくも入学者選抜の公正確保に疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。
- (4) 補欠からの繰り上げ合格者が多数に上っている現状にかんがみ、繰り上げ合格者に係る合格発表方法及び入学手続期日等入学手続に関する事項についても、募集要項に記載する等によりあらかじめ公表するよう努力すること。

2. 入学に関する寄附金、学校債の收受等の禁止

学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する私立大学の医学部への入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。

なお、入学に関する寄附金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるときは、当該学部について私立大学等経常費補助金を交付しない措置を講ずるものであること。

3. 学生の負担軽減

- (1) 学生納付金については、徴収の必要性を明確にするとともに、その額の抑制に努めること。

また、学生納付金については、すべて募集要項等においてあらかじめ明示すること。

- (2) 学生の負担軽減を図るために、学生納付金の分割納入を進めると

とともに、私立大学奨学事業援助制度の活用等による奨学事業を実施するほか、特に必要のある一部学生に対する学生納付金の減免その他の措置を積極的に講ずること。

また、これらの措置の具体的な内容を募集要項に明確に記載すること。

4. 経営の健全化等

(1) 附属病院を含め、過大と認められる施設・設備の設置等の抑制、経営の効率化等による運営に要する経費の節減、自主努力による収入の増加等に努め、経営の健全化を図ること。

(2) 経常的経費については、原則として自主努力による収入、学生納付金、経常費補助金によるものとすること。

また、施設の拡充又は大型設備の整備に要する経費については、長期資金計画の下に任意の寄附金、学校債、日本私学振興財團等からの長期借入金等によつて調達することとし、学生に一時的な高額な負担を負わせないようにすること。

5. 経理の適正処理と財務状況の明示

各学校法人は、その受け入れた寄附金等を学校法人会計の外で経理することなどのないよう、眞実な内容をもれなく、明瞭に財務計算に関する書類に表示するとともに、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すこと、また、必要に応じて財務状況を関係者に明示すること。

6. 任意の寄附金、学校債の取扱い

(1) 入学者又はその父母等関係者から寄附金又は学校債を募集する場合は、その額の抑制に努めるとともに、応募が任意であること及びその用途、募集目標額その他必要事項を関係書類に明記すること。

また、募集の開始時期は入学手続終了時以降とし、それ以前にあつては募集の予告にとどめること。

なお、募集の開始前に応募の約束と受けとられるような行為をすることは厳に慎むこと。

(2) 学校債については十分な返還の見通しをたてたうえで募集を行うものとし、学校債の引受者に対して寄附金への変換を引受け時に約束させ、又はその後においても特別の事由のある場合を除くほか変換を要請しないこと。

(3) 入学者又はその父母等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらす、すべて学校法人が直接処理すること。